

資料3-7 水質調査地点一覧(海域)

地点統一 番号	水 域 名			環 境 基 準 等 地 点 名	調 査 機 関 名	類 型 及 び 達 成 期 間			指 定 年 月 日 (見 直 し 年 月 日)		
	COD等	全窒素 全 燃	水生生物 保全			COD等	全窒素 全 燃	水生生物 保全	COD等	全窒素 全 燃	水生生物 保全
601 - 1	四日市港(甲)	伊勢湾(口)	伊勢湾	四日市港(甲) St-1	三 重 県	C イ	IV イ	—	S.45.9.1	H.8.2.27 (H14.3.15)	—
601 - 53	四日市港(甲)	伊勢湾(口)	伊勢湾	四日市港(甲) St-10	四 日 市 市	(C)	(IV)	(A)	S.45.9.1	H.8.2.27 (H14.3.15)	H.24.11.2
601 - 54	四日市港(甲)	伊勢湾(口)	伊勢湾	四日市港(甲) St-12	四 日 市 市	(C)	(IV)	(A)	S.45.9.1	H.8.2.27 (H14.3.15)	H.24.11.2
601 - 58	四日市港(甲)	伊勢湾(口)	伊勢湾	四日市港(甲) St-11	四 日 市 市	(C)	(IV)	(A)	S.45.9.1	H.8.2.27 (H14.3.15)	H.24.11.2
601 - 71	四日市港(甲)	伊勢湾(口)	伊勢湾	四日市港(甲) St-2	三 重 県	(C)	IV イ	—	S.45.9.1	H.8.2.27 (H14.3.15)	—
603 - 1	四日市・鈴 鹿 地先海域(甲)	伊勢湾(八)	伊勢湾	四日市・鈴鹿 地先海域(甲)St-3	三 重 県	B イ	III イ	—	S.45.9.1	H.8.2.27 (H14.3.15)	—
603 - 2	四日市・鈴 鹿 地先海域(甲)	伊勢湾(八)	伊勢湾	四日市・鈴鹿 地先海域(甲)St-4	三 重 県	B イ	III イ	—	S.45.9.1	H.8.2.27 (H14.3.15)	—
603 - 51	四日市・鈴 鹿 地先海域(甲)	伊勢湾(八)	伊勢湾(口)	伊勢湾(口) St-1	三 重 県	(B)	(III)	特A イ	S.45.9.1	H.8.2.27 (H14.3.15)	H.24.11.2
604 - 1	四日市・鈴 鹿 地先海域(乙)	伊勢湾(八)	伊勢湾	四日市・鈴鹿 地先海域(乙)St-5	三 重 県	A イ	III イ	—	S.45.9.1	H.8.2.27 (H14.3.15)	—
605 - 1	津・松阪 地先海域	伊勢湾(二)	伊勢湾	津・松阪 地先海域 St-1	三 重 県	B イ	II イ	—	S.46.5.25 (H14.3.29)	H.8.2.27 (H14.3.15)	—
605 - 2	津・松阪 地先海域	伊勢湾(二)	伊勢湾	津・松阪 地先海域 St-2	三 重 県	B イ	II イ	—	S.46.5.25 (H14.3.29)	H.8.2.27 (H14.3.15)	—
605 - 3	津・松阪地 先海域	伊勢湾(二)	伊勢湾	津・松阪 地先海域 St-3	三 重 県	B イ	II イ	—	S.46.5.25 (H14.3.29)	H.8.2.27 (H14.3.15)	—
606 - 1	伊勢地先海 域	伊勢湾(二)	伊勢湾(八)	伊勢地先海域 St-4	三 重 県	B イ	II イ	A イ	S.46.5.25	H.8.2.27 (H14.3.15)	H.24.11.2
607 - 1	英虞湾	英虞湾	—	英 虞 湾 St-1	三 重 県	A イ	I 二	—	S.49.5.10	H.8.3.29	—
607 - 2	英虞湾	英虞湾	—	英 虞 湾 St-2	三 重 県	A イ	I 二	—	S.49.5.10	H.8.3.29	—
608 - 1	五ヶ所湾	五ヶ所湾	—	五ヶ所湾 St-1	三 重 県	A 口	I 二	—	S.49.5.10	H.10.3.31	—
609 - 1	尾鷲湾	尾鷲湾	—	尾 鷲 湾 St-1	三 重 県	A 口	II イ	—	S.50.4.11	H.12.3.31	—
609 - 2	尾鷲湾	尾鷲湾	—	尾 鷲 湾 St-2	三 重 県	A 口	II イ	—	S.50.4.11	H.12.3.31	—
610 - 51	伊勢湾	伊勢湾(二)	伊勢湾	鳥 羽 湾 St-1	三 重 県	(A)	(II)	—	S.46.5.25 (H14.3.29)	H.8.2.27 (H14.3.15)	—
610 - 52	伊勢湾	伊勢湾(二)	伊勢湾	鳥 羽 湾 St-2	三 重 県	(A)	(II)	—	S.46.5.25 (H14.3.29)	H.8.2.27 (H14.3.15)	—
610 - 53	伊勢湾	伊勢湾(二)	伊勢湾	的 矢 湾 St-1	三 重 県	(A)	(II)	—	S.46.5.25 (H14.3.29)	H.8.2.27 (H14.3.15)	—
610 - 54	伊勢湾	伊勢湾(二)	伊勢湾	伊勢湾(二) St-1	三 重 県	(A)	II イ	A イ	S.46.5.25 (H14.3.29)	H.8.2.27 (H14.3.15)	H.24.11.2
610 - 55	伊勢湾	伊勢湾(二)	伊勢湾	伊勢湾(二) St-2	三 重 県	(A)	II イ	A イ	S.46.5.25 (H14.3.29)	H.8.2.27 (H14.3.15)	H.24.11.2
610 - 56	伊勢湾	伊勢湾(二)	伊勢湾(二)	伊勢湾(二) St-3	三 重 県	(A)	(II)	特A イ	S.46.5.25 (H14.3.29)	H.8.2.27 (H14.3.15)	H.24.11.2
610 - 57	伊勢湾	伊勢湾(二)	伊勢湾(ト)	伊勢湾(ト) St-1	三 重 県	(A)	(II)	特A イ	S.46.5.25 (H14.3.29)	H.8.2.27 (H14.3.15)	H.24.11.2
701 - 1	—	尾鷲湾	—	尾 鷲 湾 St-3	三 重 県	—	(II)	—	—	H.12.3.31	—
701 - 2	—	尾鷲湾	—	尾 鷲 湾 St-4	三 重 県	—	(II)	—	—	H.12.3.31	—

(注) 1. 環境基準達成期間

「イ」は、直ちに達成する。

「口」は、5年以内で可及的すみやかに達成する。

「八」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成する。

「二」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

2. 類型欄の( )書きは、環境基準指定水域内の基準点以外の測定点であることを意味する。(補足地点)

3. 類型欄の一線は、環境基準が未指定であることを意味する。(未指定地点)